

校長	副校長	教頭	事務部長	合議	主務

入教第55号
令和7年4月4日

学 校 長 様

教務部

入善町教育委員会
教育長 小川晋
(公印省略)

令和7年度高校奨学生の募集について

陽春の候 貴校におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて入善町では、高等学校あるいは高等専門学校に、今年入学または在学中の生徒を対象に、別紙の要項により奨学金の給与を行っています。
貴校におかれましても、この奨学金制度の趣旨をご理解いただき、この制度の、生徒の皆さんへの周知についてお取り計らいいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



入善町高校生の奨学生前期募集要項

1. 目的

経済的な理由によって修学が困難で、かつ、優秀な者に対し奨学金の給与を行い、将来、社会に有用な人材の育成を行う。

2. 対象

- (1) 本町内に居住する世帯の子であること
- (2) 学費等の支弁が困難であること
- (3) 身体強健、かつ、品行方正であって、学業成績が優秀であること
- (4) 高等学校または高等専門学校1～3学年 在学中の人
- (5) 在学する学校長の推薦があること

3. 奨学金 納入月額 5,000円

※返済の必要はありません

4. 募集人員 若干名

5. 願書提出期限 令和7年5月20日(火)

6. 奨学生の決定 6月下旬を予定(選考により決定いたします)

7. 願書提出先 〒939-0693 下新川郡入善町入膳3255番地
(問い合わせ) 入善町教育委員会事務局 学校教育係
TEL 0765(72)1100 内線 352

奨学生願書は、教育委員会事務局 学校教育係に設置してある
ほか、入善町のホームページからもダウンロードできます。
必要事項を記載し、添付書類と合わせてお申し込み下さい。

第1号様式

奨学生願書(高校及び高専用)					在学学校長検印
ふりがな 氏名		男 女		立	高等学校
生年月日 (年齢)	年 月 日 生 (歳)		在 学 校		高等専門学校
現住所	富山県下新川郡 入善町 (TEL 一)	卒業校		科	年3月 中学校 卒業
本籍地		授業料 減免関係		※	※ 減免を受けている。 減免を受けていない。
生計を一にする家族及び所得	就学者を除く家族	日本学生支援機構又は 富 山 県 奨学生関係		※	出願している。 出願していない。 交付を受けている。
	就学者	続柄 氏名 年齢	勤め先	総所得金額	
				(円)
				(円)
				(円)
				(円)
				(円)
				(円)
	就学者	続柄 氏名 年齢	学校名	学年	
	本人				
農業をしている場合記入のこと		耕作面積 (田 a) (畠 a)	※1反=約10a		

※印のところは該当のものを○印でかこむ。

申請	
理由	

以上のとおり記載事項に相違ありません。入善町奨学生として採用していただきたくお願いします。

令和 年 月 日

本人

印

保護者

印

入 善 町 長 殿

※総所得金額の欄には

- ① 給与所得の場合、給与所得控除後の金額を記入し、() 円内へ収入金額（給与所得控除前の金額）を併記してください。
- ② 給与所得以外の場合、総所得金額（基礎控除等の「所得控除」を行う前の金額）を記入してください。

添付書類

- ・医師の健康診断書（3ヶ月以内に受診したもの）
 - ※学校で行った健康診断書の写しでも可
- ・中学校（高校1年生の場合）又は高校の成績証明書

第2号様式

奨学生推薦調書			調書作成者印
推 薦 所 見	(人物・健康・学力及び素質・修学困難の程度などについて記入して下さい。)		
氏名	年　月　日生	男女	立科　　高等学校・高等専門学校 年度　入学
上記の者は、入善町奨学生として適當な者と認め推薦いたします。			
令和　　年　月　日			
学校長			職印
入　善　町　長　殿			

○入善町奨学生金給与規則

昭和42年12月1日

入善町規則第8号

改正 平成27年3月19日規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、有用な人材の育成を図るため、経済的な理由によって修学が困難で、かつ、優秀な者に対する奨学生金の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 次の各号に該当する者(以下「奨学生」という。)には、奨学生金を給与する。

- (1) 本町内に居住する世帯の子女であること。
- (2) 学費の支弁が困難であること。
- (3) 身体強健かつ品行方正であつて、学業成績が優秀であること。
- (4) 高等学校又は高等専門学校の第1学年から第3学年までの学年に在学すること。
- (5) 在学した学校長又は現に在学する学校長(以下「学校長」という。)の推薦があること。

(給与の額)

第3条 奨学生金の給与の額は、月5,000円とする。

(給与の期間)

第4条 奨学生金は、これを受けるに至った月からその学校における正規の修学期間を終了する月までの期間給与する。

(願出の手続)

第5条 奨学生を志望する者は、様式第1号による奨学生願書を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の願書には、本人の父母その他適当な者(以下「保護者」という。)が連署しなければならない。
- 3 学校長は、願書に様式第2号による奨学生推薦調書を添えて、町長に進達しなければならない。

(奨学生の決定)

第6条 奨学生の決定は、入善町奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)に諮って町長が行う。

- 2 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもつてあてる。
 - (1) 副町長
 - (2) 町議会議長
 - (3) 教育委員会教育長
 - (4) 富山県立入善高等学校長
 - (5) 入善町中学校長会長
- 3 会長は、町長をもつてあてる。
- 4 会長は、選考委員会を招集し、その会議の議長となる。

- 5 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 選考委員会の庶務は、入善町教育委員会において処理する。

(誓約書の提出)

第7条 奨学生は、奨学生決定の通知を受けた日から2週間以内に保護者と連署して、様式第3号による誓約書を町長に提出しなければならない。

(成績表の提出)

第8条 奨学生は、毎学年末の学業成績表を速やかに、町長に提出しなければならない。

(給与)

第9条 奨学生は、年度を3期に分けて保護者を経て給与するものとする。

(給与の停止)

第10条 奨学生が休学したときは、その事由の発生した月の翌月から、事由のやんだ月まで奨学金を給与しない。

(給与の取消し)

第11条 町長は奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給与を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号の要件を欠くに至ったとき。
- (2) その他奨学生として適当でないと認められるとき。

(届出)

第12条 奨学生は、次の場合には、保護者と連署の上、直ちに町長に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 奨学生又は保護者の住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。
- (3) 第2条第1号に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (4) 奨学金の給与を辞退しようとするとき。

2 保護者は、奨学生であったものが死亡したときは、様式第4号による奨学生死亡届に戸籍抄本を添えて遅滞なく町長に提出しなければならない。

(書類の経由)

第13条 この規則の規定に基づき、町長に提出する書類は、教育委員会を経由しなければならない。

(細則)

第14条 この規則に定めるものを除くほか、必要な事項は別に定める。